



SuMi TRUST年金ニュース

(2020年3月25日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金・厚生年金基金】

各種予定利率・予定死亡率の改正に係る告示・通知の発出

本日（2020年3月25日）、各種予定利率・予定死亡率の改正に係る以下の告示・通知が発出されました。

- ・厚生労働省告示第88号（確定給付企業年金：非継続基準の予定利率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200325kokujil.pdf>
- ・厚生労働省告示第89号（確定給付企業年金：下限予定利率・予定死亡率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200325kokuji2.pdf>
- ・厚生労働省告示第90号（厚生年金基金：非継続基準の予定利率・予定死亡率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200325kokuji3.pdf>
- ・厚生労働省告示第91号（厚生年金基金：存続基準の予定利率・予定死亡率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200325kokuji4.pdf>
- ・通知（厚生年金基金：下限予定利率の改正）
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20200325tsuuchi1.pdf>

今回改正された各種予定利率・予定死亡率について、2020年1月30日より開始されたパブリックコメント手続き（[2020年1月30日付SuMi TRUST年金ニュース](#)をご参照）において提示されたものからの変更はありませんが、一部の告示は本日時点では未発出となっております。発出され次第ご連絡いたします。

改正の概要

■各種予定利率の改正

2020年4月1日から適用される各種予定利率が改正されました。

【確定給付企業年金】

- ✓ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率

2020年度：0.81%（※1）（2019年度：1.05%（※1））

（※1）労使合意等を前提に、0.5%以内の率を加減することが可能であり、2020年度の予定利率は、0.31%～1.31%が認められます。

- ✓ 下限予定利率

2020年度：▲0.1%（2019年度：0.0%）

【厚生年金基金】

- ✓ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率

2020年度：0.81%（※2）（2019年度：1.05%（※2））

（※2）厚生年金基金においては、0.5%以内の率の加減は認められません。2020年度の予定利率は、0.81%のみ使用可能です。

- ✓ 下限予定利率

2020年度：▲0.1%（2019年度：0.0%）

■予定死亡率の改正

財政の現況及び見通し（厚生年金本体における財政検証）が公表され、死亡率の前提が見直されたことから、企業年金に2020年4月1日から適用される予定死亡率が改正されました。

【確定給付企業年金】

- ✓ 財政計算及び最低積立基準額の算定に用いる予定死亡率の改正

【厚生年金基金】

- ✓ プラスアルファ部分の最低積立基準額の算定に用いる予定死亡率の改正

なお、[2020年1月30日付SuMi TRUST年金ニュース](#)でご案内していた内容のうち、

- ✓ 過去期間代行給付現価の算定に用いる現価率
- ✓ 中途脱退者に係る代行部分の移換現価率
- ✓ 最低責任準備金算定方法

の改正に関する告示については、本日時点では未発出となっております。

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-5404-3066